

岩手県告示第212号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成22年3月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所				変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地		
		変更前	変更後	変更前	変更後	
新岩手農業協同組合	岩手郡滝沢村鶴飼字向新田7番地76	J A新しいわて居宅介護支援事業所	J A新しいわて滝沢指定居宅介護支援事業所	岩手郡滝沢村大釜字外館4番地4	岩手郡滝沢村大釜字外館114番地6	平成19年9月27日